

改正案

現行

（電磁的記録の備置きに関する特則）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

第六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて金庫の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

- 一 法第二十三条の四第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）
- 二 法第四十一条第十項
- 三 法第五十三条の五第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）

- 一 法第二十三条の四第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）
- 二 法第四十一条第十項
- 三 法第五十三条の五第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）

（定款の変更等の認可を要しない場合）

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一・二 （略）
- 三 法第五十八条第二項第十三号又は法第五十八条の二第一項第十一号の規定による金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他金融庁長官及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合

- 一・二 （略）
- 三 法第五十八条第二項第十三号又は法第五十八条の二第一項第十一号の規定による金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他金融庁長官及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合

四 （略）

四 （略）

（業務報告の内容を記載した書面等の記載方法）

（業務報告の内容を記載した書面等の記載方法）

第二十一条 （略）
2 法第三十八条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

第二十一条 （略）
2 法第三十八条第五項第五号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容を、前項の規定により作成する業務報告の内容としなければならない。

3 （略）

3 （略）

（金庫の子会社の範囲等）

（金庫の子会社の範囲等）

第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号及び第八項に規定する労働金庫その他これに

第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号又は法第五十八条の五第二項第六号ハに規定

類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの並びに法第五十八条の五第一項第六号及び第六項に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 11 (略)

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この号において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第五条の二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 労働金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第一項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 労働金庫代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける労働金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2) 前項の規定にかかわらず、法第八十九条の四に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十一

第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項

する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 11 (略)

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この号において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等(令第五条の二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) 当該法人の親法人等の子法人等(1)に掲げる者を除く。)

三 労働金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第一項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 労働金庫代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける労働金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

(新設)

